

## 参考1 管理計画の趣旨

### 国立公園管理計画とは

(1) 国立公園管理計画とは、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものである。担当する国立公園の管理について、中国四国地方環境事務所としての具体的な方針を明文化した、いわば事務所の「公園管理マニュアル」的なもので、概ね次のような内容となっている。なお、⑤については、各種行為に対する行為等の基準ともなっている。

- ① 国立公園又は管理計画区の概況
- ② 管理の基本方針
- ③ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ④ 適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑤ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- ⑥ その他、管理計画作成の目的を達成するために必要な事項

(2) 公園計画（法定計画）で定められた保護規制や公園施設整備等の計画内容について、より具体的に記述する意味合いがある。

(3) 法定計画ではないが、自然環境局長通知に基づいて地方環境事務所長が、関係機関等の意見も参考にしつつ作成するものである。ただし、管理の基本方針及び公園事業及び許認可等の取扱いに関する事項の決定には自然環境局長の承認を要し、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、及び同条第33項の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例並びに許可申請の許可の適否の審査基準となる。

(4) 公園管理には、事務所が法的権限や予算を持って取り組むことができる部分と、そうでない部分（他機関の権限にかかるもの等他の主体に依存するもの）があるが、後者の場合は、他者との調整方針・手順等を記すことになる。

### 今回の改訂の目的

(1) 平成2年3月の管理計画策定以降の社会情勢の変化、生物多様性を盛りこんだ自然公園法の改正、国立公園計画の変更等を踏まえて、所要の変更を行う。

(2) 「めざす公園の姿」を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示した上で、そのために必要な規制、整備、管理、調整等の具体的内容を明らかにする等、一般の人が読んでも「公園管理のポリシー」が理解しやすいような内容に改める。

（本来、「めざす公園の姿を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示」するのは、「公園計画」の役割だが、現行の公園計画が、法制度上、「規制のゾーニングと整備すべき施設の種類・性格」を明示するにとどまっている上、他の公益や私権との調整の結果、めざすべき方向と異なるものとなったり、目的が不明確なものとなってしまうところもあるので、それを補う意味もある。）

(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域管理計画改訂手順

- ① 「めざす瀬戸内海国立公園の姿」(目標)を明らかにする。
- ② 岡山県地域において①を実現するために、「どこの何(保全対象)を、どのように(保全目標と管理方針)保全し、どのような利用形態・状況となるよう誘導するのか」を明らかにする。
- ③ ②を実現するために、
  - ・必要な保全管理の具体的手法や調整の方向性
  - ・保全のためにかける必要のある法規制の具体的内容
  - ・望ましい利用形態・状況への具体的な誘導手法
  - ・各々執行する(される)公園事業が備えるべき具体的要件(必要な整備・管理運営の具体的な内容等)や調整の方向性等を明らかにする。

## 参考2 指定植物一覧

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

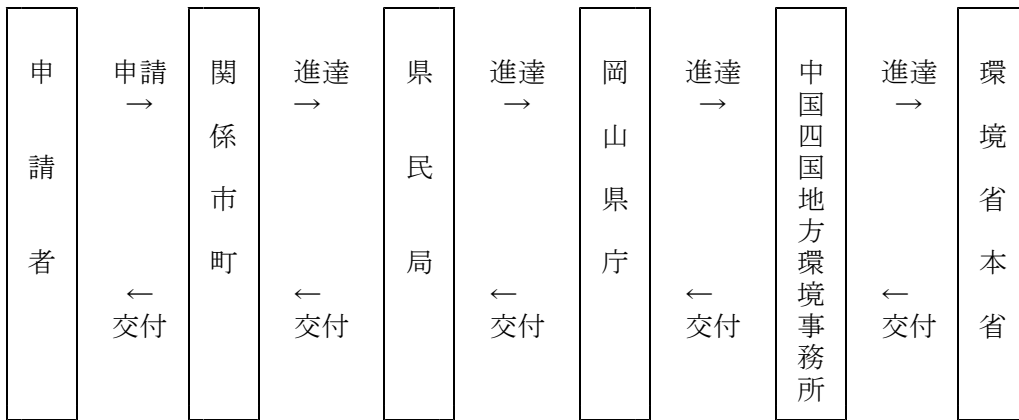
(昭和56年3月23日 環境庁告示)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンズギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホンゴウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オンダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤネノシダ、オシヤクジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウ)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	ハイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウゼンゴケ	イシモチソウ、モウゼンゴケ、コモウゼンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、イブキシモツケ、イワガサ (タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	トウダイグサ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサ含)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ

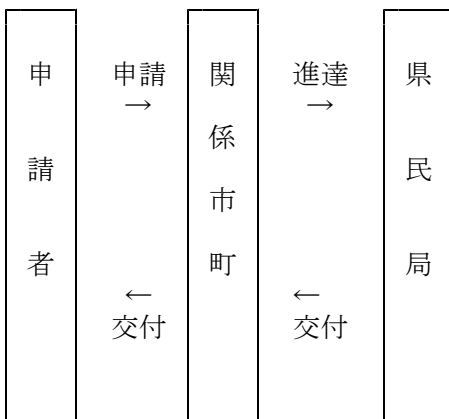
科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ、レンゲツツジ (キレンゲ含)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲ含)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジ含)、サイコクミツバツツジ、アケボノツツジ (アカヤシオ含)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダン含)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウダンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

### 参考3 許認可申請書進達ルート

- 1 大臣権限にかかるもの  
(所長権限にかかるものは中国四国地方環境事務所まで)



- 2 法定受託事務にかかるもの



参考4 管理計画検討会名簿

検討員	座長 千葉 喬三（森林生態：岡山大学学長） 委員 鳥越 良光（観光・マーケティング：岡山商科大学教授） 委員 中村 昭夫（風景：写真家） 委員 清水 玲子（地域社会：山陽新聞解説委員）
オブザーバー	高木 広輝（岡山商工会議所：企画広報部長） 岡 昌巳（（社）岡山県観光連盟：専務理事） 藤原 瑠美子（NPO法人グリーンパートナーおかやま：代表理事）
行政機関	岡山県生活環境部長 岡山市長 倉敷市長 玉野市長 笠岡市長 備前市長 瀬戸内市長 浅口市長
事務局	環境省 中国四国地方環境事務所 岡山自然保護官事務所

作成経緯及び検討経緯

年月日	内容
平成17年 1月13日	検討会の設置(管理計画基本方針の説明) 検討会 (検討員からの意見聴取)
平成17年 2月13日～ 3月11日	現地調査(検討員、関係行政機関、事務局)
平成17年 9月 8日～ 9月 9日	現地調査(検討員、関係行政機関、事務局) 検討会(管理計画書素案の説明・討議)
平成18年 7月18日	検討会(管理計画書案の説明・討議)
平成19年 2月20日～ 3月21日	パブリックコメント